

立川市学童保育所における 医療的ケアの実施に関するガイドライン

令和8(2026)年3月

立川市子ども家庭部子ども育成課

目次

1. 本ガイドラインの背景と目的	2
2. 学童保育所における医療的ケアの範囲	2
(1) 学童保育所における医療的ケアの内容	
(2) 医療的ケアの実施者	
3. 対象者と受入れの要件	2
(1) 対象者	
(2) 保育時間	
(3) 入所時間	
(4) 受入施設	
4. 立川市学童保育所における医療的ケア児受入までの流れ.....	4
5. 実施の手続き	5
(1) 医療的ケア児受入れまでの流れ	
(2) 実施に向けた合意形成のあり方	
6. 実施体制	6
7. 学童保育所における医療的ケアの実施にあたっての役割分担	6
(1) 保護者	
(2) 主治医	
(3) 子ども育成課	
(4) 学童保育所	
(5) 医療的ケア看護師	
(6) 保育課	
(7) 教育委員会	
(8) 学校	
8. 安全管理	8
(1) 緊急時マニュアルの作成	
(2) ヒヤリハット事例の共有	
(3) 事故への対応・検証	

1. 本ガイドラインの背景と目的

令和3年9月より「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されました。この中で、地方公共団体は、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有する」とされています。

本ガイドラインは、市内の学童保育所にて、適切かつ安全に医療的ケアを提供し、また、児童の成長・発達状況に応じた保育環境を整え、学童保育所と関係機関の連携を確保することで、医療的ケア児が安心して学童保育所を利用することができるよう、学童保育所における医療的ケア実施の基本的な考え方を示すものです。

2. 学童保育所における医療的ケアの範囲

「医療的ケア」とは「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」で「人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう」とされています。また、一般的には、医療的ケアとは、病院などの医療機関以外の場所（学校や自宅など）で日常的に継続して行われる、喀痰吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射などの医療行為を指します。なお、病気治療のための入院や通院で行われる医療行為は含まないとされています。

「医療的ケア児」とは、日常生活および社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童を言います。（「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」より）

（1）学童保育所における医療的ケアの内容

- ・学童保育所で実施する医療的ケアは、保護者からの依頼に基づき、主治医の具体的な指示と許可を得た後、必要な手続きを経て実施することとします。
- ・学童保育所で実施する医療的ケアの範囲は、導尿、経管栄養、インスリン注射を基本とし、児童の健康状態やケアの状況、受入施設の人員配置や環境整備等の状況から、「安全な提供が可能であると判断された医療的ケア」とし、保護者、主治医、子ども育成課、および在籍小学校（以下「学校」）や教育委員会の助言を得ながら、協議により個別に決定します。

（2）医療的ケアの実施者

- ・医療的ケア児が在籍する学童保育所に対し、子ども育成課は、看護師（医療的ケア看護職員）を派遣・配置し、医療的ケアを実施します。
- ・看護師（医療的ケア看護職員）以外の学童保育所指導員は、医療的ケアを行うことはできません。

3. 対象者と受入れの要件

（1）対象者

- ・立川市学童保育所条例第3条および立川市学童保育所条例施行規則第1条の2

で定める入所資格があること。

- ・一定期間在宅経験があり、家族が医療的ケアを十分に理解していること、また病状が安定し、家庭で日常的に家族が行っている医療的ケアが確立し、安定して行われていること。
- ・医療的ケアの実施について主治医の診療情報提供書や指示書等による具体的な指示と許可を得た上で、別に定める事項について保護者が同意し、医師や関係機関等で構成する入園等検討委員会および立川市学童保育所入所判定会議で、集団保育が可能かつ適切であり、受入に必要な職員配置や施設環境、受入条件となる安全確保が可能であると認められること。

(2) 保育時間

学童保育所の開所時間内で、医療的ケアの人的体制が整えられる時間とします。

学校授業日 月～金曜日：下校時から１８時まで

学校休業日 月～土曜日： ８時から１８時まで

延長保育 月～土曜日：１８時から１９時まで

(3) 入所時期

- ・毎年度４月１日入所を基本とし、受入体制が整えられた日から利用とします。
- ・受入体制が整う場合、年度途中の入所調整が可能となる場合があります。

(4) 受入施設

- ・学童保育所の設備や支援体制等の状況から、入所を希望する学童保育所での受入れができない場合があります。その場合、受入れ可能な学童保育所を提示し、保護者および当該児童にご相談の上、決定します。

4



5. 実施の手続き

(1) 医療的ケア児受入れまでの流れ

① 入所相談

- ・保護者からの入所の相談を受け、入所の要件や保護者の同意事項等の説明を行います。また保護者から児童の状況や医療的ケアの内容の聞取りを行います。

② 主治医との情報共有

- ・保護者より、主治医からの医療的ケアの実施に関する情報の提出を受けます。就学相談資料があれば、これに代用できます。

③ 入所申請

- ・保護者から入所申請に必要な書類を受領します。
- ・保護者に、所定の様式を用いた医療的ケア実施申請、医療的ケア実施同意書、および主治医の医療的ケア指示書の提出を依頼し、受領します。
- ・進級により、継続して同じ学童保育所の申請をし、かつ医療的ケアの内容に変更がない場合は、医療的ケア継続確認書を医療的ケア指示書に代えることができます。

④ 関係機関との情報共有と実施施設の環境確認

- ・保護者の了解を得て、就学前在籍施設でのケアの実施状況確認のほか、教育支援課での就学相談等にかかる資料の照会や、主治医など関係各所からの聞き取りをします。
- ・保護者と子ども育成課で、入所希望施設を見学し、受入れに向けて必要な環境調整事項を確認します。

⑤ 医療的ケア児入園等検討委員会

- ・保護者、主治医や関係各課から収集した情報をもとに、保育課が設置する、医師、市内保育園代表、庁内関係部署等による入園等検討委員会（以下「検討委員会」という。）の開催を保育課に依頼します。対象児について、必要なケアの内容を明らかにし、集団保育が可能かつ適切であるか、また、職員配置や施設環境整備など、受入条件となる安全確保が可能であるか等について検討を行います。
- ・検討の結果、受入れが困難と判断された場合には、その理由について保護者に丁寧に説明し、学童保育所以外の支援・サービスの紹介、障害福祉課の医療的ケア児コーディネーターにつなぎます。
- ・当該児の状況が安定していない場合などは、必要に応じて検討委員会を開催します。

⑥ 入所判定

- ・主治医の意見、検討委員会の意見等の情報および、入所申請書類をもとに、立川市学童保育所入所判定会議において、入所の可否を判定します。

⑦ 入所決定通知および医療的ケア実施の承諾

- ・入所決定した場合は、保護者に入所承認および医療的ケア実施の承諾の通知を行います。

⑧ 医療的ケア実施の環境調整・体制整備等

- ・主治医の指示書、学校が設置する学校医療的ケア委員会の指導、助言を受けて、子ども育成課が、受入れのための条件を整理、確認し、利用調整を行います。

⑨ 学童保育所での受入れ開始

(2) 実施に向けた合意形成のあり方

- ・保護者から学童保育所における医療的ケア実施の希望が示された際には、学童保育所で実施する医療的ケアの範囲や、学童保育所と保護者、主治医をはじめとするさまざまな関係者の協力と協働によって安全で適切な医療的ケアが行われることについて、子ども育成課が保護者に説明し、理解が得られるようにします。
- ・主治医や保護者等と学童保育所との間で考え方が異なる場合、学童保育所、保護者、主治医等による協議の場を設け、合意形成に努めることとします。

6. 実施体制

医療的ケアを必要とする児童が、学童保育所に入所するまでの支援や入所後の医療的ケアの実施に伴う情報共有、実施者への指導や緊急時の対応等は、家庭、子ども育成課、学校、関係機関が連携して実施する体制を整えます。

(1) 学校医療的ケア委員会との連携

- ・学校が設置する学校医療的ケア委員会と連携し、学校および学童保育所での医療的ケアの実施内容を確認し、医療的ケアの実施体制を検討します。

(2) 医療的ケアの内容の見直し

- ・状況に応じて、学校医療的ケア委員会と連携して、保護者を經由して主治医の意見を確認し、医療的ケアの内容確認を行い、必要に応じて変更します。

(3) 学童保育の現場での環境調整

- ・学童指導員との顔合わせ、学童施設の確認、日常生活で配慮すべき点について面談等を行い、情報共有などを行います。

7. 学童保育所における医療的ケアの実施にあたっての役割分担

(1) 保護者

- ・学童保育所における医療的ケアの内容及び実施体制の理解・連携・協力
- ・緊急時の連絡手段の確保
- ・定期的な医療機関への受診（主治医からの適切な指示を仰ぐ）
- ・医療的ケア児に関する情報の共有（日々の健康状態、医療的ケアの内容、受診の状況等）
- ・医療的ケアに必要な医療器具等の準備と管理

- ・緊急時の対応（保護者が来所できない場合の代理人の指定を含む）
- ・子ども育成課と主治医との連携体制の構築への協力
- ・医療的ケア個別実施マニュアル・緊急時マニュアル作成への協力

（２）主治医

- ・医療的ケア児についての診療情報提供書・指示書等の作成
- ・個別の手技に関する医療的ケア看護師への指導
- ・学童保育所からの相談対応、情報提供（医療的ケア看護師との連携、主治医訪問など）
- ・医療的ケア個別実施マニュアル・緊急時マニュアル作成への指導・助言
- ・検討委員会、学校医療的ケア委員会への情報提供
- ・保護者への説明

（３）子ども育成課

- ・学童保育所における医療的ケア実施に係るガイドライン等の策定と改訂
- ・学童保育所における医療的ケア実施に係る要綱の策定と改訂
- ・学童保育所における医療的ケア実施の決定
- ・医療的ケア実施のための学童保育所の施設環境整備と予算措置
- ・医療的ケアを実施する医療的ケア看護師配置と予算措置
- ・学童保育所内での医療的ケア実施体制の管理
- ・緊急時の体制整備及び緊急時マニュアルの作成
- ・関係機関との医療的ケア児に関する連携体制の構築

（４）学童保育所

- ・学童保育所における医療的ケアの内容及び実施体制の理解
- ・医療的ケアに必要な衛生環境の理解、整備
- ・医療的ケア児の日常的な状況把握と必要な場合の支援
- ・医療的ケア児の健康状態と医療的ケアの実施状況の共有（保護者、学童保育所職員、子ども育成課）
- ・医療的ケア実施に係る日次スケジュールの把握と学校・医療的ケア看護師との共有
- ・保護者との情報共有と連携
- ・ヒヤリハット等の事例の蓄積と予防対策
- ・緊急時マニュアルの理解
- ・医療的ケア個別実施マニュアル・緊急時マニュアル作成への協力
- ・緊急時の情報把握と、関係者と連携した対応

（５）医療的ケア看護師

- ・医療的ケア児のアセスメント
- ・医療的ケア個別実施マニュアルの作成
- ・緊急時マニュアルの作成への助言
- ・医療的ケア実施に係る日次スケジュールの管理

- ・医療的ケア児の健康状態の把握
 - ・医療的ケアの実施
 - ・医療的ケアの記録・管理・報告
 - ・必要な医療器具・備品等の管理
 - ・学童保育所・保護者との情報共有
 - ・ヒヤリハット等事例の蓄積と予防対策
 - ・緊急時の対応
- (6) 保育課
- ・就学前の医療的ケア児に関する情報連携
 - ・医療的ケア児入園等検討委員会の招集と開催
- (7) 教育委員会
- ・就学相談に関わる情報連携
 - ・児童の在籍校での医療的ケアに関する情報連携
- (8) 学校
- ・学校医療的ケア委員会の招集及び運営
 - ・学童保育所との連携・協力

8. 安全管理

- (1) 緊急時マニュアルの作成
- ・子ども育成課は、保護者・主治医の協力を得て、医療的ケア児の急変、医療的ケアに関わる事故発生時、災害・火災発生時等、個別の事案について緊急時マニュアルを作成し、必要に応じて随時更新します。
- (2) ヒヤリハット事例の共有
- ・学童保育所は、医療的ケア児に関するヒヤリハット事例を子ども育成課に報告するとともに、学校と定期的に共有します。
- (3) 事故への対応・検証
- ・医療的ケアに関わる事故等が発生した場合は、医療的ケア看護師が、学童保育所と連携し、速やかに対応を図るとともに、学童保育所は子ども育成課に報告します。
 - ・子ども育成課は、経過記録を作成して関係者間での情報共有と検証を行い、再発防止に取り組みます。